

# 台風第19号で被災した家屋等の 公費解体制度のご案内

この度の令和元年台風第19号災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本制度は、令和元年台風第19号災害によって甚大な被害を受けた被災家屋等について、所有者の申請に基づき、飯山市が所有者に代わって「解体・撤去」を行うものです。

この事業の対象となる建物は災証明で「半壊」又は「大規模半壊」と判定された住家等が対象となります。また、中小企業基本法に定める「中小企業者」等が所有するの事業所等で申請に基づき市が調査を行い「半壊」相当以上と判定する事業所等が対象です。

## これから建物の「解体・撤去」をお考えの場合（公費解体）

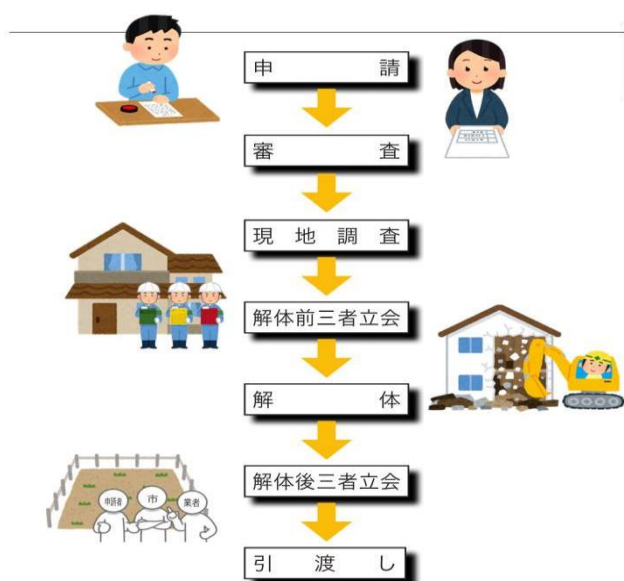
・対象となる被災建物を市が公費で「解体・撤去」を行います。下記フロー図左側参照

## 既に実費で建物の「解体・撤去」済み等の場合（自費償還）

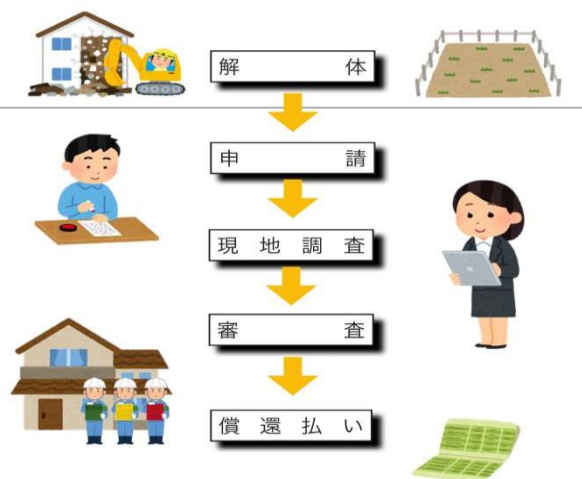
・対象となる建物をご自身の費用負担で解体・撤去された方には、市から費用の全部又は一部をお支払いします。（市の現地調査を含む審査による）下記フロー図右側参照

### 申請と解体の流れ

●これから被災家屋の解体・撤去を行いたい方  
（公費解体）



●既に被災家屋の解体・撤去がお済みの方、  
もしくは3月31日までに契約予定の方（自費償還）



制度利用についてのご相談は随時、本申請は令和2年2月3日（月）から受付開始予定。

飯山市 移住定住推進課 公費解体チーム 0269-62-3111（内258）

担当：村田（課長）、松川、倉科、小野沢まで

## 対象となる被災した家屋について

- ★り災証明で「半壊」又は「大規模半壊」と判定された家屋とその基礎
  - ※戸建て住宅は3階建て以下の建物 地下室は対象外となります。
- ★市が判定調査を行い「半壊」相当以上と判定するもの
  - ※り災証明のされない倉庫などについては市が判定調査を行います。
- ★家屋に付属する浄化槽、便槽など
  - ※住宅と一体的に「解体・撤去」する場合に限り対象となります。単体は非対象。

## 対象となる被災した事業所等について

- ★市が判定調査を行い「半壊」相当以上と判定する、中小企業者または公益法人等の所有する事務所等とその基礎
  - ※2階建て以下、かつ高さ10m未満の建物。アパート、貸家、事務所、工場、倉庫、店舗、地域で所有する施設などが対象。地下室は対象外。
- ★事務所等に付属する浄化槽、便槽など
  - ※事務所と一体的に「解体・撤去」する場合に限り対象となります。単体は非対象。

## 対象とならない解体・撤去物について

- ★住宅応急修理制度を利用した建物
  - ★建築物の一部のみ
  - ★単独で解体する合併浄化槽、単独浄化槽・便槽
  - ★地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物
  - ★アスファルト舗装・砂利などの敷設物
  - ★ブロック塀、よう壁、庭木、庭石など
- ※建物の「解体・撤去」に支障となる場合のみ対象となる場合があります。

## 受付期間について

- ★本申請は令和2年2月3日から6月30日まで受付致します。
  - なお、申請には制度の説明等を含め30分程度かかる見込みですので、下記の担当まで申請にお越しになる日時についてご予約頂けますようお願いいたします。

制度利用についてのご相談は随時、本申請は令和2年2月3日（月）から受付開始予定。

飯山市 移住定住推進課 公費解体チーム 0269-62-3111（内258）

担当：村田（課長）、松川、倉科、小野沢まで